金額の	総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額の
金額から	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額から又は土地等に係る事業所得等の金額及び総所得金額から順次
金額	総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額
金額（イには、当該の金額）か	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から順次
金額	総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額

に改める。

附則第十七条の見出し中「長期譲渡所得」の下に「に係る道府県民税及び市町村民税」を加え、同条第二項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三の項中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第四項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表法第三百十五条の項を次のように改める。

法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（第三百十七条の二第一項第一号において「長期譲渡所得の金額」という。）

附則第十七条第四項の表法第三百十五条の項の次に次のように加える。

法第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額

附則第十七条第四項の表法第三百十五条の項の次に次のように加える。

法第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額

附則第十七条の二の見出し中「長期譲渡所得」の下に「に係る道府県民税及び市町村民税」を加え、同条第一項中「応じ」を「応じ、」に、「第二十条の二第二十三項の」を「第二十条の二第二十四項の」に改め、同項第一号中「第二十条の二第二十三項第一号」を「第二十条の二第二十四項第一号」に改め、同条第二項中「第二十条の二第二十三項第一号」を「第二十条の二第二十四項第一号」に、「第二十条の二第二十五項」を「第二十条の二第二十六項」に改め、同条第三項中「第二十条の二第二十五項」を「第二十条の二第二十六項」に改める。

附則第十七条の三の見出し中「短期譲渡所得」の下に「に係る道府県民税及び市町村民税」を加え、同条第四項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の二の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第七条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の三第一項」を「第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第四項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表法第三百十五条の項を次のように改める。

法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（第三百十七条の二第一項第一号において「短期譲渡所得の金額」という。）

附則第十七条の三第八項の表法第三百十五条の項の次に次のように加える。

法第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額

附則第十七条の三第八項の表第四十六条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三の項中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第五項中「応じ」を「応じ、」に改め、同条第八項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表法第三百十五条の項を次のように改める。

法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第三百十七条の二第一項第一号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）

附則第十八条第八項の表法第三百十五条の項の次に次のように加える。

法第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額

附則第十八条第八項の表第四十六条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」に改める。

附則第十八条の五第一項及び第五項中「応じ」を「応じ、」に改め、同条第十項第四号及び第十一項第四号中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第十二項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め、同条第十三項及び第十七項中「応じ」を「応じ、」に改め、同条第二十二項第五号及び第二十四項第五号中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第二十六項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項中「第三百十七条の二第一項第八号」を「第三百十七条の二第一項第九号」に改める。